

別表 1 (相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業(彦根市)

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">彦根市地域経済振興課職員2名を相談窓口担当とし、創業支援に関する相談窓口を設置する。平成27年度～平成30年度の地域経済振興課の窓口における創業支援相談人数が、年平均7人程度であることから、潜在的な創業希望者の掘り起こしを図り、年間10人の相談人数を目標とする。また、平成27年度～平成30年度の創業者が、相談者の5割弱程度であることから、年間相談人数の同程度割合を想定し、創業者数の目標は年間4人とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">支援対象者数10人 創業者数4人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><窓口の業務> 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none">市役所内に創業支援等の相談窓口を設け、彦根商工会議所、稲枝商工会、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口は、市地域経済振興課の職員2名を市の窓口に配置し、相談対応を行う。市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援等を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする(情報についてはHPでも公開)。また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、彦根商工会議所および稲枝商工会に設置するワンストップ相談窓口を紹介し、円滑に連携しながら支援を実施する。創業支援等のサイトにて、施策一覧、支援機関一覧を掲載する。創業に必要な要素となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">ターゲット市場の見つけ方 彦根商工会議所や稲枝商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。 また(公財)滋賀県産業支援プラザでは商圈に関する分析ツールなどを提供し、調査を支援する。ビジネスモデルの構築の仕方<ol style="list-style-type: none">彦根商工会議所、稲枝商工会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、稲枝商工会等が実践創業塾を、彦根商工会議所がひこね起業塾を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。(公財)滋賀県産業支援プラザや滋賀県SOHOビジネスオフィスが、オフィスの提供を行いつつ、インキュベーションマネージャーが、ビジネスモデルについて財務、税務等のアドバイスを行いブラッシュアップする。売れる商品・サービスの作り方 彦根商工会議所および稲枝商工会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。また、より専門的な知見が必要な場合は、専門家を紹介する。適正な価格の設定と効果的な販売方法について

彦根商工会議所および稲枝商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

5 資金調達

滋賀中央信用金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、大垣共立銀行、りそな銀行、日本政策金融公庫彦根支店、滋賀県信用保証協会等の地域金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、彦根市が、制度融資を行う。また彦根商工会議所および稲枝商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6 事業計画書の作成

彦根商工会議所および稲枝商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。

さらに、滋賀中央信用金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、大垣共立銀行、りそな銀行、日本政策金融公庫彦根支店、滋賀県信用保証協会等の地域金融機関が、事業計画書のブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、彦根商工会議所、稲枝商工会、滋賀中央信用金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、京都銀行、大垣共立銀行、りそな銀行等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7 許認可・手続き

市が、担当課において、創業手続・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、彦根商工会議所および稲枝商工会から専門家を紹介し、税務、労務管理、起業手続等に関しアドバイスを行ってもらう。

8 コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

彦根商工会議所および稲枝商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援等機関との連携>

- 各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、市が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどういった支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関を誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ①ワンストップ相談窓口（別表2-1）において、1か月以上にわたり、経営指導員等と経営相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを全て習得した者、
- ②実践創業塾（別表2-2）において、財務、経営、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、1月以上にわたり6回以上の講義に出席した者（なお、出席できなかった講義については後にフォローアップ講義を行うことで、受講したものとみなす）、
- ③ウエルネスツーリズムプロデューサー養成講座（別表2-3）において、本講座を受講し、修了証書を授与された者、
- ④ひこね起業塾（別表2-4）において、1か月以上にわたって財務、経営、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講し、全ての講座を受講した者（なお、出席できなかった講義については後にフォローアップ講義を行うことで、受講したものとみ

なす)、

⑤アントレプレナーシップ(別表2-5)において、講義のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく講義を全て受講するとともに、1ヵ月以上にわたって4回以上かつ全体の7割以上出席し、授業の単位を取得した者(滋賀大学生・滋賀大学院生)及び修了証書を得た者(公開授業受講生)、

のいずれかに該当し、支援を受けたことが「創業支援カルテ」で確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、彦根市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、彦根商工会議所や稲枝商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・彦根市地域経済振興課に、担当者2名を配置し、関係機関と連携した相談窓口を設置するとともに、彦根商工会議所および稲枝商工会にワンストップ相談窓口を設置する。関係機関とも連携のうえ、創業支援等事業のパンフレットを作り、連携機関の窓口それぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。加えて、彦根市の広報ひこねにおいても、創業支援等事業を広くPRしていくこととする。
- ・また、HPも開設し、ネット上でも施策を紹介していくとともに、将来的にはネットでも相談対応ができるようにする。
- ・必要な予算については、市が手当てすることとする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年6月23日～令和12年3月31日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①彦根商工会議所 ②稲枝商工会
(2) 住所	①滋賀県彦根市中央町3-8 ②滋賀県彦根市稲部町607-1
(3) 代表者の氏名	①会頭 沼尾 護 ②会長 久保田 郁夫
(4) 連絡先	①TEL 0749-22-4551 FAX 0749-26-2730 担当 中小企業相談所長 古原 成規 ②TEL 0749-43-2201 FAX 0749-43-6338 担当 参事 堀 孝之
創業支援等事業の目標	
<p>・創業支援等に関するワンストップ相談窓口を設け、創業に関する一体的な支援に取り組む。</p> <p>①彦根商工会議所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談で起業・創業予定者の全面的なバックアップ支援を行うことを目指す。 ・起業および事業の立ち上げ支援を実施し、地域の産業を担う次世代人材を育成することを目指す。 ・平成27年度～平成30年度の相談人数が年平均77人であったことから、本計画の認定を契機とした広報PRや、他の創業支援等事業者との連携を高めることで、相談人数80人を目指す。 ・また、平成27年度～平成30年度の創業者数の実績が年平均10人であり、相談人数に対して約16パーセントであることから、同程度割合を想定し、創業者数の目標は13人とする。 <p>②稲枝商工会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談で創業予定者の全面的なバックアップ支援を行う。創業に係る計画の精度と高質化、実現を目標とする。創業予定者の計画ブラッシュアップを通し、継続的事業経営となるよう、商圈マップ等を活用した市場分析・マーケティング支援等を行いトータルで創業を支援する。 ・平成27年度～平成30年度の相談人数が年平均3人であったことから、他の創業支援等事業者との連携を高めることで相談人数を増加させ、相談人数10人を目指す。 ・また、平成27年度～平成30年度に相談があった11人のうち、実際に創業に至ったのは4人であり、相談人数に対して、38パーセントであることから、同程度割合を想定し、創業者数4人を目指す。 <p>(目標数) 支援対象者数90人、創業者数17人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>ア 彦根商工会議所および稲枝商工会共通の取組</p> <p>彦根商工会議所および稲枝商工会では、計画プランから実践へのステップを支援し、持続可能な創業を目指す。特に、経営に必要な知識だけでなく、経営の心構えや経営課</p>	

題解決の手法についても丁寧に対応し、創業後も継続的支援とフォローアップを行う。

- ・創業計画のブラッシュアップについて、彦根商工会議所・稲枝商工会の経営指導員や中小企業診断士等の専門家と連携し支援を実施する。
- ・創業に係る資金計画の作り方について、日本政策金融公庫彦根支店や市内金融機関と連携し支援を実施する。
- ・創業に係る人の雇用や労務に関する対応について、社会保険労務士等の専門家と連携して支援を実施する。
- ・創業に係る税務・経理の知識について、彦根商工会議所・稲枝商工会の経営指導員や税理士等の専門家と連携して支援を実施する。
- ・マーケティング戦略・販路開拓について、特に商圈マップ・商圈分析等に関し、彦根商工会議所・稲枝商工会の経営指導員や(公財)滋賀県産業支援プラザと連携して支援を実施する。

イ 彦根商工会議所の取組

アの取組に加え、以下の取組を実施する。

- ・創業志願者が登録できる仕組みを作り、登録者に対して重点的な創業支援等を実施する。
- ・登録者には、随時個別相談を開催し、必要な支援を分野の支援を実施する。具体的には、アに記載している取組に加え、計数管理、知的財産などの分野について、登録者のニーズに応じて、彦根商工会議所が他の創業支援等事業者や、専門家と連携して支援を実施する。
- ・登録者向けには先行事例を学ぶセミナーや懇談会、ワークショップ等を開催し、相互の情報交換やモチベーションの維持向上、起業家連携を促進する。

<特定創業支援等事業について>

アおよびイにおいて、1か月以上にわたり、経営指導員等と経営相談を4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを全て習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

創業マインドが高いうちに具体的プランへの導入を進める。特に、創業計画のブラッシュアップを始め、事業継続性の視点から、ビジネスプランの実効性・収益性・安全性の側面を認知し、資金計画や市場動向を踏まえた将来にわたるリスクと対応についての個々人に応じた知識習得を支援する。

特に、創業時のポイントは、創業者の数だけ課題やスタイルが存在するので、各創業者個々人に応じたマンツーマンの対応を実施する。市場展開や販路開拓にあっては、潮流や市場分析に基づき必要に応じた連携および事業間マッチングを推進する。

未創業の者へのフォローアップも実施し、各々の創業に係る課題に応じた伴走型支援を実施する。

市は、市役所等の市の施設、市の広報紙やHP等で施策のPRを行うとともに、本事業の支援を受けている創業希望者に対し、国、県、市等の補助金の紹介を積極的に実施する。また、必要に応じて、市役所等の市の施設の会議室を貸出し、会場準備、教材の準備等の事務手続についても、彦根商工会議所および稲枝商工会と連携して実施する。

連絡会議においても、事業の状況や、創業希望者・創業者の状況等について情報の共有を行う。

また、特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援を受けた分野とその内容を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、彦根市に提出する

なお、名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

別表 2-2 (実践創業塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 3 0 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要	
<p>(1) 氏名又は名称</p> <p>① 稲枝商工会 ② 愛荘町商工会 ③ 甲良町商工会 ④ 豊郷町商工会 ⑤ 多賀町商工会</p> <p>(2) 住所</p> <p>① 滋賀県彦根市稲部町607-1 ② 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72 ③ 滋賀県犬上郡甲良町在士351-4 ④ 滋賀県犬上郡豊郷町石畑374-6 ⑤ 滋賀県犬上郡多賀町多賀230-1</p> <p>(3) 代表者の氏名</p> <p>① 会長 久保田 郁夫 ② 会長 西村 正司 ③ 会長 大野 均 ④ 会長 山田 博次 ⑤ 会長 尾谷 忠之</p> <p>(4) 連絡先</p> <p>①TEL 0749-43-2201 FAX 0749-43-6338 E-mail : inaeskk@pearl.ocn.ne.jp 担当 堀</p> <p>②TEL 0749-42-2719 FAX 0749-42-5608 E-mail : info-e@aisho.or.jp 担当 山口</p> <p>③TEL 0749-38-3530 FAX 0749-38-3977 E-mail : kousho@mx.biwa.ne.jp 担当 中川</p> <p>④TEL 0749-35-2022 FAX 0749-35-4522 E-mail : info@toyosatocho-shokokai.com 担当 門野</p> <p>⑤TEL 0749-48-1811 FAX 0749-48-2188 E-mail : tagacho@mx.bw.dream.jp 担当 三田</p>	
<p>※①稲枝商工会、②愛荘町商工会、③甲良町商工会、④豊郷町商工会、⑤多賀町商工会の5つの商工会が連携して実践創業塾を実施する。</p>	
創業支援等事業の目標	
<p>社会構造の変化等の影響により、とりわけ小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しくなっている中、地域社会で活躍する人材を育成し地域に根ざした創業者を増やすことで民間の活力を高め、産業の新陳代謝を高めていく必要があり、創業支援等が極めて重要となっている。</p> <p>このような経済環境の変化に積極的に対応しようとする創業予定者等に対し、支援事業を実施し、新規開業の促進・地域雇用機会の創出等を図ることによって、地域経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>稲枝商工会および愛犬地区4商工会で行った過去の創業支援塾では1クラス30人程度を対象とし、内彦根市からの参加者は2.5割程度であった。この実績から支援対象者を7人とし、その中から1人の創業者数を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数：7人 創業者数：1人</p>	

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<実践創業塾>【既存・特定創業支援等事業】

創業に向けて具体的な行動計画を有する者等を対象として、全 12 回（1 回 2 時間程度）の講座を実施し、創業塾をすべて受講することで、実際の創業に結びつくようなカリキュラムの内容とする。

受講終了後も稲枝商工会や専門家がフォローし、地域金融機関等とも連携しながら創業に向けた支援を実施する。

<特定創業支援等事業について>

財務、経営、人材育成、販路開拓の 4 つの知識が身につく講義（下記カリキュラム例の☆印のテーマ）を受講し、1 月以上にわたり 6 回以上の講義に出席した者を「特定創業支援等事業者」とする。なお、出席できなかった講義については後にフォローアップ講義を行うことで、受講したものとみなす。

○実践創業塾(案)	合計12回
・オリエンテーション・現状分析【専門家指導】	1回
・資金調達・融資制度【日本政策金融公庫・各金融機関】<財務>(☆)	2回
・企業運営に必要な税務・会計知識について【専門家指導】<経営>(☆)	2回
・労務管理【専門家指導】<人材育成>(☆)	2回
・マーケティングの基礎・販売戦略について【専門家指導】<販路開拓>(☆)	2回
・販売における I T の活用手法について【専門家指導】	1回
・事業計画書の策定・助言【専門家指導】	1回
・個別相談指導【専門家指導】	1回

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・彦愛犬地区の5商工会で実施する。会場準備、教材の準備等の事務手続を5商工会および彦根市が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保は稲枝商工会が地域金融機関等と連携して行う。
- ・彦根市は、市のHP等で施策のPRを行い、会議室の準備等、稲枝商工会と協力して行う。連絡会においても、事業の実績、その後の状況などの情報共有を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに彦根市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

別表 2-3 (ウエルネスツーリズムプロデューサー養成講座) 【拡充・特定創業支援等事業】
 市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要								
(1) 氏名又は名称 滋賀大学 (2) 住所 滋賀県彦根市馬場1-1-1 (3) 代表者の氏名 学長 竹村 彰通 (4) 連絡先 電話0749-27-1141 FAX0749-27-1431 担当 産学公連携推進機構 畑中 真知子								
創業支援等事業の目標								
(目標の根拠) 本事業を彦根市の特定創業支援等事業に位置付け、支援体制を拡充することで参加者の起業に対する意欲醸成を目指し、募集定員15名のうち、1割程度の創業者数を目指す。 (目標数) ・創業支援対象者数：15人 創業者数：1人								
創業支援等事業の内容及び実施方法								
(1) 創業支援等事業の内容<ウエルネスツーリズムプロデューサー養成講座>【新規・特定創業支援等事業】 ホテル・旅館、観光産業、サービス産業や医療・福祉法人に従事する者、観光産業に新規参入を考えている者、観光戦略立案に関わる行政や関係機関の担当者を対象に、連続講座を実施し、ウエルネスツーリズムに係るビジネスモデル構築の基本知識を学んだ上で、ビジネスプランの策定を行う。 <特定創業支援等事業について> 講座のうち、全講義(4回以上開講されるもの)、1ヶ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけるため、下記の条件を満たして修了証書を授与された者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ①原則としての全講座の受講 ②ビジネスプランの発表 ③講座での積極的な参加 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">○ウエルネスツーリズムプロデューサー養成講座 (例)</td> <td style="text-align: right;">全7回</td> </tr> <tr> <td>・ニューツーリズムの基礎知識・トレンドの修得 <☆経営><☆人材育成></td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>・テストツアー・先進事例視察での現場研修<☆財務><☆人材育成></td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>・ビジネスプランの策定・発表<☆経営><☆財務><☆販路開拓></td> <td style="text-align: right;">4回</td> </tr> </table>	○ウエルネスツーリズムプロデューサー養成講座 (例)	全7回	・ニューツーリズムの基礎知識・トレンドの修得 <☆経営><☆人材育成>	2回	・テストツアー・先進事例視察での現場研修<☆財務><☆人材育成>	1回	・ビジネスプランの策定・発表<☆経営><☆財務><☆販路開拓>	4回
○ウエルネスツーリズムプロデューサー養成講座 (例)	全7回							
・ニューツーリズムの基礎知識・トレンドの修得 <☆経営><☆人材育成>	2回							
・テストツアー・先進事例視察での現場研修<☆財務><☆人材育成>	1回							
・ビジネスプランの策定・発表<☆経営><☆財務><☆販路開拓>	4回							
(2) 創業支援等事業の実施方法 国立大学法人滋賀大学産学公連携推進機構が実施する。 講義形式に加え、ワークショップやフィールドワーク等も取り入れながら、より実践的なビジネスプランの作成につなげる。 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに市に提出する。名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。								

計画期間

令和2年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年6月23日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、法改正後第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-4 (ひこね起業塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 3 0 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 彦根商工会議所	
(2) 住所 滋賀県彦根市中央町3-8	
(3) 代表者の氏名 会頭 沼尾 護	
(4) 連絡先 TEL 0749-22-4551 FAX 0749-26-2730 担当 安賀 健史	
創業支援等事業の目標	
(目標の根拠) 令和4年度より開始した事業であり、過去の実績がないことから、彦愛犬が実施する実践創業塾の参考に目標数を設定する。 実践創業塾が、創業支援対象者7人に対して目標数を1人と設定していることから、約2割の起業を目指すこととし、ひこね起業塾の定員である20人に対し、4人の創業を目指す。	
(目標数) ・創業支援対象者数： 年間20人 創業者数： 4人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 <ひこね起業塾> 【新規・特定創業支援等事業】 創業希望者を対象として全4～6回程度 (1回3時間程度) 1ヵ月以上にわたって講座を実施し、ひこね起業塾をすべて受講することで、実際の創業に結びつくようなカリキュラムの内容とする。 受講終了後も彦根商工会議所や専門家がフォローし、地域金融機関等とも連携しながら創業に向けた支援を実施する。	
(特定創業支援等事業について) 財務、経営、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義 (下記カリキュラム例の☆印のテーマ) を受講し、全ての講座を受講した者を「特定創業支援事業者等」とする。なお、出席できなかった講義については後に彦根商工会議所の相談窓口にて、補習を行い受講したものとみなす。	
○ひこね起業塾 (例)	合計6回
<ul style="list-style-type: none"> ・起業にいたるまでの経緯・楽しさ・大変さ【地元創業者】 ・財務戦略・資金調達のポイント【専門家指導・各金融機関】 <☆財務> ・創業計画書の作成【専門家指導・各金融機関】 <☆経営> ・起業時に知っておきたい労務管理の基礎【専門家指導】 <☆人材育成> ・マーケティング戦略・販路開拓について【専門家指導】 <☆販路開拓> ・創業計画の発表・卒業式【専門家指導・各金融機関】 	
	各1回

(2) 創業支援等事業の実施方法

彦根商工会議所が実施する。

市は、市のHP等で施策のPRを行うとともに本事業の支援を受けている創業希望者に対し、国、県、市等の補助金の紹介を積極的に実施する。

また、特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援を受けた分野とその内容を記載した創業カルテを作成し、個人情報の取り扱いの了承を得て、彦根市に提出する。

なお、名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。

計画期間

令和4年6月24日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和5年6月23日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-5 (アントレプレナーシップ I) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 3 0 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要													
(1) 氏名又は名称 滋賀大学													
(2) 住所 滋賀県彦根市馬場 1-1-1													
(3) 代表者の氏名 学長 竹村 彰通													
(4) 連絡先 電話番号 0749-27-1141 担当 産学公連携推進機構 畑中 真知子													
創業支援等事業の目標													
<p>本事業を彦根市の特定創業支援事業に位置付け、支援体制を拡充することで参加者の起業に対する意欲醸成を目指す。令和4年度の受講者数が246人であったことから、支援対象者数の目標は200人とする。また、そのうち1名の創業者数を目指す。</p> <p>(目標数) ・創業支援対象者数：200人 創業者数：1人</p>													
創業支援等事業の内容及び実施方法													
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <アントレプレナーシップ I> 滋賀大学生・滋賀大学院生・社会人等の公開授業受講生を対象に「アントレプレナーシップ I」を一般教養科目として開講する。授業内容は、さまざまなジャンルの実務経験豊富な講師陣からの講義を行い、高い創造意欲を持ち、難しい社会課題にもチャレンジする能力・行動の育成・開発を行う。</p> <p><特定創業支援等事業について> 講義のうち、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を身につけるため、1ヵ月以上にわたって4回以上かつ全体の7割以上出席してレポートを提出し、授業の単位を取得した者(滋賀大学生・滋賀大学院生)及び修了証書を得た者(公開授業受講生)を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>○アントレプレナーシップ I 講義 (例)</td> <td style="text-align: right;">合計15回</td> </tr> <tr> <td>・オリエンテーション</td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>・起業家からの事例紹介<☆経営><☆財務><☆人材育成></td> <td style="text-align: right;">7回</td> </tr> <tr> <td>・マーケティング事例研究<☆経営><☆販路開拓></td> <td style="text-align: right;">5回</td> </tr> <tr> <td>・演習① (未来予測) <☆財務></td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> <tr> <td>・演習② (ビジネスプラン作成) <☆財務></td> <td style="text-align: right;">1回</td> </tr> </table>		○アントレプレナーシップ I 講義 (例)	合計15回	・オリエンテーション	1回	・起業家からの事例紹介<☆経営><☆財務><☆人材育成>	7回	・マーケティング事例研究<☆経営><☆販路開拓>	5回	・演習① (未来予測) <☆財務>	1回	・演習② (ビジネスプラン作成) <☆財務>	1回
○アントレプレナーシップ I 講義 (例)	合計15回												
・オリエンテーション	1回												
・起業家からの事例紹介<☆経営><☆財務><☆人材育成>	7回												
・マーケティング事例研究<☆経営><☆販路開拓>	5回												
・演習① (未来予測) <☆財務>	1回												
・演習② (ビジネスプラン作成) <☆財務>	1回												
<p>(2) 創業支援等事業の実施方法 国立大学法人滋賀大学産学公連携推進機構が実施する。 授業は2単位、計15回 (1回90分) として開講する。滋賀大学の学生及び大学院生の他、社会人など公開授業受講生も対象とする。 特定創業支援事業の資格を満たし、証明書の発行を希望する者については氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した創業カルテを作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、市に提出する。創業カルテについては個人情報保護法を遵守する。</p>													

計画期間
令和4年6月24日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和5年6月23日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人を対象に実施し、どの程度の創業に関する普及啓発を行おうとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法及び効果的な創業支援等事業の実施に向けた効果検証の方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。